

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月27日 11時40分ごろ
発生場所	木曾川木曾川橋北西方付近 五明 ^{ごみょう} 四等三角点から真方位278° 1,000m付近 (概位 北緯35° 07.2' 東経136° 42.0')
事故の概要	水上オートバイ ^{ジーティーアール} G T R 230 は蛇行しながら北西進中、水上オートバイ ^{ジーピー} G P 1800 は北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ GTR230、0.2トン 240-67216 静岡、個人 B 水上オートバイ GP1800、0.2トン 250-58284 愛知、個人
乗組員等に関する情報	A 船長A（ブラジル連邦共和国籍）、特殊小型 B 船長B（ブラジル連邦共和国籍）、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（船長A）
損傷	A 右舷船首部に亀裂 B 左舷船首部に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 川象：水面 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で川の上流に向かってA船の右舷船首方を航行するプレジャーボート（以下「本件プレジャーボート」という。）の航走波を利用して連続ジャンプしようとして蛇行しながら北西進中、本件プレジャーボートの航走波を注視して右旋回したところ、本件プレジャーボートの右舷後方を同航中のB船の左舷船首部と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、約40km/hの速力で、本件プレジャーボートの右舷船尾方約30mで北西進中、船長BがB船の左舷方で蛇行を繰り返すA船を認めたが、B船まで接近してくることはないと思って航行していたところ、A船が急激に右旋回し、B船の左舷船首方に接近したので避けることができず、同船と衝突した。
分析	A船は、本件プレジャーボートの左舷船尾方を約40km/hの速力で航走波を利用してジャンプするつもりで蛇行しながら北西進中、船長Aが本件プレジャーボートの航走波を注視して右旋回したことから、右舷船尾方を並走していたB船に気付かず、衝突したものと考えられ

	<p>る。</p> <p>B船は、約40km/hの速力でA船の右舷方を並走して北西進中、船長BがB船の左舷方に蛇行を繰り返すA船を認めたものの、B船の方に接近してくることはないと思い、航行を続けたことから、B船の左舷船首方至近からB船の前路を横切ろうとするA船を避けることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が本件プレジャーボートの左舷船尾方を約40km/hの速力で航走波を利用してジャンプするつもりで蛇行しながら北西進中、B船がA船と並走して北西進中、船長Aが本件プレジャーボートの航走波を注視したまま右旋回し、また、船長Bが蛇行を繰り返すA船がB船の方に接近してくることはないと思い、航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、集団で遊走する場合、蛇行等は行わず、一定方向に航行すること。 ・水上オートバイの船長は、周囲に他の水上オートバイが航行している場合、当該オートバイの不測の動きに対応できるよう安全な距離を確保して航行すること。